

件名	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令 (令和2年3月31日公布・令和2年4月1日施行)
<b>【改正の概要】</b> 上記省令の施行に伴う適用期限の延長 令和2年3月31日まで → <u>令和4年3月31日まで</u>	
施行日	公布の日(令和2年4月1日適用)
<b>【その他参考事項】</b> 1 特別措置の概要 *減収額の75%は、地方交付税で措置 (1) 税目【移転型事業】事業税(不均一課税)及び不動産取得税(課税免除) 【拡充型事業】不動産取得税(不均一課税) (2) 不均一課税の税率 ①事業税 $\left( \begin{array}{l} \text{初年度} \quad \text{通常税率} \times 0.5 \\ \text{2年度} \quad \quad \quad \times 0.75 \\ \text{3年度} \quad \quad \quad \times 0.875 \end{array} \right)$ ②不動産取得税 通常税率の1/10 $\left( \begin{array}{l} \text{家屋} \quad \quad \quad 0.4\% \\ \text{その敷地である土地} \quad 0.3\% \end{array} \right)$ (3) 要件 ①地域再生計画の認定が公示された日から令和4年3月31日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、知事の認定を受けた事業者であること。 ②特定業務施設の新設又は増設 ・特定業務施設 本社機能を有する事務所、研究所又は研修所(工場は含まれない)。 ・取得価額 3,800万円以上(中小企業者の場合は1,900万円以上) ・新設又は増設に係る期間 知事の認定を受けた日から2年を経過する日まで (4) 対象地域 認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域(県内全域) (5) 対象業種 全業種  2 事業の種類 移転型事業: 特定業務施設を東京23区から地方活力向上地域に移転して整備する事業 拡充型事業: 特定業務施設を地方活力向上地域において整備する事業(移転型事業を除く。)  3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件 ①認定地域再生計画に適合するものであること。 ②特定業務施設において常時雇用する従業員が次の要件に適合するものであること。 ・従業員数が5人以上(中小企業者は2人以上)であること。 ・増加させる見込みの従業員数が5人以上(中小企業者は2人以上)であること。 ・増加させる従業員の過半数が、東京23区の事業所から転勤させる者であること(移転型事業のみ)。 ③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。  4 適用実績 拡充型事業2件	